

○ 持続性の高い農業生産方式(持続農業法、同施行規則)

1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの		例
一 たい肥等有機質資材施用技術	土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね十から百五十の範囲にあるものを農地に施用する技術	土壌調査+たい肥など
二 緑肥作物利用技術	土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術	レンゲなど
2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの		
一 局所施肥技術	肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術	化学肥料を効率よく使う
二 肥効調節型肥料施用技術	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料
三 有機質肥料施用技術(19年拡充)	有機質(動植物質のものに限る。)を原料として使用する肥料を施用する技術	なたね油かす、たい肥など
3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの		
一 温湯種子消毒技術(18年追加)	種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術	付着した有害動植物を駆除
二 機械除草技術	有害植物を機械的方法により駆除する技術	雑草を機械を用いて駆除
三 除草用動物利用技術	有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術	アイガモ、コイなど
四 生物農薬利用技術	農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第二項の天敵であって、同法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術	天敵
五 対抗植物利用技術	土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術	線虫の生育を妨げる物質を分泌する植物
六 抵抗性品種栽培・台木利用技術(18年追加)	有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術	
七 土壌還元消毒技術(19年追加)	土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術	有機物施用+被覆で酸欠状態に
八 熱利用土壌消毒技術(18年追加)	土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術	
九 光利用技術(18年追加)	有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術	
十 被覆栽培技術	農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術	不織布、フィルムなど
十一 フェロモン剤利用技術	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを使用する技術	オスをフェロモンで誘いトラップで捕殺、交信攪乱
十二 マルチ栽培技術	土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術	田畑を被覆し雑草を抑制